

## パブリックコメントの実施に関する基準

### (趣旨)

第1 この基準は、軽井沢町住民等参画推進に関する指針（以下「指針」という。）第9の規定に基づき、同第3第1項第1号に規定するパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (計画等の案等の公表)

第2 実施機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、当該計画等（指針第3第2項に規定する計画等をいう。）を作成する趣旨、目的、背景等とともにその案を公表するものとする。

### (意見の提出期間)

第3 実施機関は、パブリックコメントに係る意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めなければならない。

2 前項の規定により定める意見提出期間は、30日以上でなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該30日以上の意見提出期間を定めることができない場合には、その期間を短縮することができる。

3 前項の規定により期間を短縮する場合における当該期間は、原則として14日以上でなければならない。

### (意見の提出)

第4 パブリックコメントに係る意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) オンラインによる方法
- (2) 電子メールによる方法
- (3) 郵送による方法
- (4) ファクシミリによる方法
- (5) 実施機関が指定する場所への書面の持参による方法
- (6) その他実施機関が必要と認める方法

2 パブリックコメントに係る意見の提出は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 電話番号その他の連絡先
- (3) その他実施機関が必要と認める事項  
(結果の公表)

第5 指針第6第2項に規定するもののほか、実施機関は、意見提出期間及び提出された意見の件数その他必要な事項を公表するものとする。

(委任)

第6 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年10月1日より施行する。